

九州地域 NGO 活動助成金（(特活) NGO 福岡ネットワーク・(宗)真如苑共催）

公募要項

2018年8月21日

この助成金は、九州に拠点を置き国際協力活動を行っている NGO 団体に対し、事業や組織運営・活動能力の向上を支援することを目的に、(特活) NGO 福岡ネットワークと宗教法人真如苑の協働事業として設立されたものです。このたび、本要項にそって 2018 年度の助成団体を公募します。

本助成金は、単なる経費の支援ではなく、助成事業の企画から申請、選考会でのプレゼンテーション、事業の実施、振り返りに至るまでの過程を通じた助成団体の事業実施能力、運営基盤能力の強化をねらいとしています。

応募期間中の事業企画相談や応募に関する相談にも積極的に対応する体制を整えています。また選考会のプレゼンテーションは、応募団体が傍聴できる半公開方式を採用していますので、企画内容やプレゼンテーションの共有を通して、団体がより効果の高い事業の企画につなげていただければと考えています。

本助成金事業が重視する主なポイントは次のとおりです。

- (ア) 実施する事業の目的が明確であり、内容が具体的であること
- (イ) その事業を実施することにより期待される成果が明確に意識されていること
- (ウ) 実施する事業の目的、内容、期待される成果の 3 点の整合性があること

1 対象団体

九州に活動拠点がある国際協力活動を行っている団体を対象とします。ただし、(特活) NGO 福岡ネットワークに加盟していない団体に関しては、採択決定後、できるだけ正会員加盟をお願いしたいと思います。

2 助成金額及び内容

(1) 組織基盤整備の支援 上限 10 万円

団体の組織運営の安定化や活動の強化において必要な取組みで、国際協力活動の円滑化、活性化するために必要な経費の支援

(2) 事業の支援 上限 20 万円

国内外問わず、国際協力・国際理解プロジェクトの実施、運営、評価等に必要な経費への支援

※経費の詳細は事務局までお問い合わせください。

3 助成対象期間

2018年9月1日から2019年3月31日の間に実施する事業を対象とします。

*採択決定後（10月下旬頃予定）、9月1日以降に開始された事業であれば遡って助成します。

ただし、採択決定時期に終了している事業は対象外です。

4 助成金の支給

支援団体には、2018年10月末（予定）までに助成金の振込みを行います。事業完了後の会計報告（決算書と領収書の提出）において、予算をもとに支給した助成金額に満たない場合、差額を返金していただきます。

5 報告書の提出

- ・提出物 実施報告書、会計報告書(領収書添付)、成果物等(任意)
- ・提出期限 2019年3月31日
- ・提出先 (特活) NGO 福岡ネットワーク事務局

6 応募書類

- (1) 助成申請書、事業計画書、収支予算書 各5部

(様式は(特活) NGO 福岡ネットワークのホームページ <https://ngofukuoka.net/>からダウンロードできます)

- (2) 団体の定款(会則)、役員名簿 各5部

- (3) 直近1年間の事業報告書および決算報告書 各5部

- (4) 2018年度事業計画書及び予算書 各5部

- (5) 団体の活動を紹介するパンフレット、会報、チラシ、新聞/雑誌等の記事 各5部

※原本を提出する前に事業計画書と収支予算書は事務局までメール(データ)にてお送りください。

※メールでの提出が終わり、事務局が確認後、郵送または直接持参してご提出ください。

7 応募受付期間

2018年9月1日(土)～2018年9月29日(土) 必着

8 応募書類提出先、問い合わせ先

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-6-1 小森ビル4-A

福岡 NPO 共同事務所「びおと一ぷ」内

特定非営利活動法人 NGO 福岡ネットワーク 事務局(担当: 原田・住本)

TEL&FAX: 092-405-9870 e-mail: funn@ngofukuoka.net (データ送付先)

9 選考方法および結果通知、注意事項

- (1) 選考は、外部有識者等で構成される選考委員会により厳正に行われます。

- (2) 2018年10月17日(水)に審査会をおこないます。

(3) 審査会は、書類審査とプレゼンテーション形式で行う予定です。審査会は応募団体の方々が傍聴できる半公開方式とします。詳細は別途ご連絡いたします。(遠方の団体は当日スカイプでのプレゼンテーション可)

- (4) 結果通知は審査会開催より1週間以内に連絡いたします。

- (5) 必要な場合、追加資料のご提出などをお願いする場合があります。

- (6) 選考過程の詳細や採否理由に関するお問い合わせにはお答えできません。

(7) 採択事業は、事業実施中または実施後に、事業内容や実施成果の確認のために当事業関係者がモニタリングに伺うことがあります。

以上